

# 香川県報



第 29 号

平成 18 年

4月14日(金曜日)

## 目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

### 告 示

- 知的障害者福祉法の規定による施設の指定 (障害福祉課) 一
- 知的障害者福祉法の規定による事業の廃止の届出 ( " " ) 二
- 児童福祉法の規定による事業の廃止の届出 ( " " ) 二
- 道路の位置指定 (三件) (建築課) 三
- 香川県証紙の売りさばき人の指定 (会計課) 三
- 香川県証紙の売りさばき人の変更 (二件) ( " " ) 三

### 公 告

- 落札者等の公示 (県立病院課) 四
- 指定希少野生生物の指定の案の公告 (みどり保全課) 四
- 公共測量の終了の通知 (土木監理課) 五
- 基本測量の実施の通知 ( " " ) 五
- 基本測量の終了の通知 (二件) ( " " ) 六
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (四件) (都市計画課) 六

### 公安委員会規則

● 警備業法施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

### 公安委員会告示

○ 平成十二年香川県公安委員会告示第十九号（警備業法の規定に基づく診断を行う医師の指定）の一部改正

### 選挙管理委員会告示

○ 政治資金規正法の規定による政治活動のために寄付を受け又は支出をするこ

二二

七

六

五

四

三

## 告 示

### 労働委員会告示

○ 香川県労働委員会あつせん員候補者の異動

二五

とができない団体となった旨の告示

○ 平成十六年香川県選挙管理委員会告示第一百七十七号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨）の一部訂正

二四

### 香川県告示第三百六十四号

● 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十一第一項の規定により、指定知的障害者更生施設及び指定特定知的障害者授産施設を次のとおり指定した。

平成十八年四月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	施設の名称及び設置の場所	設置者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 〇〇〇〇九三 一一	香川県ふじみ園更生寮 丸亀市飯山町東坂 元三六六七	社会福祉法人香川県社会福祉事業団 丸亀市飯山町東坂 元三六六七	平成十八年 四月一日	知的障害者入所 更生施設
三七〇〇〇二 〇〇〇〇九三 二九	香川県ふじみ園更生寮 丸亀市飯山町東坂 元三六六七	社会福祉法人香川県社会福祉事業団 丸亀市飯山町東坂 元三六六七	平成十八年 四月一日	知的障害者入所 更生施設（通所事業）
三七〇〇〇二 〇〇〇〇一六五 一四	香川県ふじみ園授産寮 丸亀市飯山町東坂 元三六六七	社会福祉法人香川県社会福祉事業団 丸亀市飯山町東坂 元三六六七	平成十八年 四月一日	知的障害者入所 授産施設

三七〇〇〇二 〇〇〇一六五 二二	香川県ふじみ園授 産寮 丸亀市飯山町東坂 元三六六七	社会福祉法人香川 県社会福祉事業団 丸亀市飯山町東坂 元三六六七	平成十八年 四月一日	知的障害者入所 授産施設(通所 事業)
------------------------	-------------------------------------	---	---------------	---------------------------

●香川県告示第三百六十五号

知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の二十の規定により、指定  
居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成十八年四月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三七〇〇〇二 〇〇〇〇九一 三九	香川県ふじみ園更 生寮 丸亀市飯山町東坂 元三六六七番地	香川県高松市番町 四丁目一一〇	平成十八年 三月三十一 日	知的障害者短期 入所
三七〇〇〇二 〇〇〇一六一 三四	香川県ふじみ園授 産寮 丸亀市飯山町東坂 元三六六七番地	香川県高松市番町 四丁目一一〇	平成十八年 三月三十一 日	知的障害者短期 入所

●香川県告示第三百六十六号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の二十の規定により、指定居  
宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成十八年四月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番号	事業所の名称及び 所在地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所在地	廃止年月日	サービスの種類
-------------	-----------------	----------------------------	-------	---------

三七〇〇〇三 〇〇〇〇九一 三八	香川県ふじみ園更 生寮 丸亀市飯山町東坂 元三六六七番地	香川県高松市番町 四丁目一一〇	平成十八年 三月三十一 日	児童短期入所
三七〇〇〇三 〇〇〇一六一 三三	香川県ふじみ園授 産寮 丸亀市飯山町東坂 元三六六七番地	香川県高松市番町 四丁目一一〇	平成十八年 三月三十一 日	児童短期入所

●香川県告示第三百六十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、道  
路の位置を次のように指定した。

平成十八年四月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 中土指道 第十八号
  - 二 指定 年月日 平成十八年三月三十日
  - 三 指定道路の位置 仲多度郡多度津町大字庄字中条二八五一一及び同地先農道
  - 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル  
延長 三〇・七七メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供  
する。

●香川県告示第三百六十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、道  
路の位置を次のように指定した。

平成十八年四月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指 定 番 号 中土指道 第十九号
- 二 指 定 年 月 日 平成十八年三月三十日
- 三 指 定 道 路 の 位 置 丸亀市山北町字道下九一九一三、九一九一四及び同地先農道
- 四 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅 員 四・一五メートル、四・二〇メートル及び四・二

四メートル

延長 四六・七五メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第三百六十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十八年四月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定番号 西土指道 第九号

二 指定年月日 平成十八年三月三十日

三 指定道路の位置 観音寺市柞田町字横田内一九二〇―一

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル

延長 二六・三〇メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第三百七十号

香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十一号）第五条の規定により、香川県証紙の売りさばきを次のとおり指定した。

平成十八年四月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定年月日

平成十八年四月一日

二 住所

高松市番町五丁目四番一五号

三 氏名

香川県東讃食品衛生協会

四 売りさばき場所

高松市番町五丁目四番一五号

●香川県告示第三百七十一号

香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十一号）第五条の香川県証紙の売りさばき人について次のとおり変更した。

平成十八年四月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

住所	高松市寿町一丁目三番六号	高松市郷東町一四二番地一
氏名	香川県農業協同組合	財団法人香川県交通安全協会
廃止した売りさばき場所	高松市国分寺町新名四四〇番地九 国分寺南支店中央出張所	坂出市江尻町二二〇四番地一 坂出警察署内
追加した売りさばき場所	小豆郡小豆島町苗羽甲一〇七〇番地一 苗羽支店 小豆郡小豆島町安田甲一四四番地一四二 内海支店 小豆郡小豆島町安田甲一四四番地八九 ふれあいセンターうちのみ店	

●香川県告示第三百七十二号

香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十一号）第五条の香川県証紙の売りさばき人について次のとおり変更した。

平成十八年四月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 住所

変更前 高松市番町五丁目四番一五号

変更後 高松市桜町一丁目一〇番二七号

二 氏名

香川県高松地区食品衛生協会

三 売りさばき場所

変更前 高松市番町五丁目四番一五号 香川県保健衛生センター内  
高松市桜町一丁目一〇番二七号 高松市保健所内  
変更後 高松市桜町一丁目一〇番二七号 高松市保健所内

公 告

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十五号)第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成七年条約第二十三号)の適用を受けるものである。

平成十八年四月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 調達件名及び数量 香川県立中央病院清掃業務 一式
- 二 調達方法 購入等
- 三 契約方式 一般競争入札
- 四 落札決定日 平成十八年三月二十四日
- 五 落札者の氏名及び住所 香川ビルメン株式会社 香川県高松市藤塚町二丁目一〇番二三号
- 六 落札金額 二三八、八九六、〇〇〇円  
(消費税及び地方消費税一一、三七六、〇〇〇円を含む。)
- 七 入札公告日 平成十八年一月二十七日
- 八 落札方式 最低価格
- 九 担当課 郵便番号 七六〇―八五五七 香川県高松市番町五丁目四番一六号 香川県立中央病院業務課管理担当 電話番号 〇八七―八三五―二二二二(内線三二〇)

香川県希少野生生物の保護に関する条例(平成十七年香川県条例第四十四号)第八条第一項の規定による指定希少野生生物の指定をしたいので、その指定の案を次のとおり公告する。

平成十八年四月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定の案  
次のとおりとする。

二 意見書の提出等

(一) 意見書の提出

利害関係人は、この公告の日から起算して十四日を経過する日までの間に、知事に指定の案についての意見書を提出することができる。

(二) 意見書の提出先

郵便番号七六〇―八五五七 高松市番町四丁目一番一〇号  
香川県環境森林部みどり保全課

分 類	科 名	種 名	学 名	指定をしようとする理由
植 物	スイレン科	オニバス	Euryale ferox	生育地が急激に減少しており、また生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
植 物	ベンケイソウ科	ミセバヤ	Hylotelephium sieboldii	生育地が極めて少なく、園芸目的による採取圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
植 物	モクセイ科	ショウドシマレンギョウ	Forsythia togashii	生育地が極めて少なく、園芸目的による採取圧など生育環境の悪化がみられ、絶滅のおそれがある。また県の固有種であることから、特に保護を図る必要がある。
植 物	ミツガシワ科	アサザ	Nymphoides peltata	生育地が限定されており、かつ生育環境の悪化が顕著にみられ、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
植 物	ゴマノハグサ科	ウンラン	Linaria japonica	生育地が限定されており、かつ生育地の改変により生育地が減少している。生育個体数も極めて少なく絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
植 物	ユリ科	カンカケイニラ	Allium togashii	生育地、生育個体数がともに極めて少ないことに加え、特産種としての採取圧が高く、絶滅のおそれがある。また県の固有種であることから、特に保護を図る必要がある。
動 物	コイ科	ニッポンバラタナゴ	Rhodeus ocellatus kurumeus	生息地、生息環境の悪化が顕著にみられることに加え、鑑賞魚としての捕獲圧が高く、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
動 物	オナジマイマイ科	ヤハタマイマイ	Euhadra sandai yahatai	生息地が極めて少なく、愛好家による採集圧など生息環境の悪化がみられ、絶滅のおそれがある。また県の固有種であることから、特に保護を図る必要がある。

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条で準用する同法第十四条第二項の規定により、高松法務局長から次の公共測量を平成十八年三月二十七日終了した旨の通知があったので、同法第三十九条で準用する同法第十四条第三項に基づき公示する。

平成十八年四月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 作業種類

公共測量 登記所備付地図作成等基準点測量作業

二 作業期間

平成十八年一月十五日から平成十八年三月二十七日まで

三 作業地域

高松市 扇町一丁目、瀬戸内町、浜ノ町の各一部地域

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同法第三項に基づき公示する。

平成十八年四月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 作業種類

基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）

二 作業期間

平成十八年四月二十日から平成十九年三月二十三日まで

三 作業地域

高松市  
丸亀市  
坂出市  
善通寺市  
観音寺市  
さぬき市

東かがわ市

三豊市

小豆郡 土庄町 小豆島町

木田郡 三木町

香川郡 直島町

綾歌郡 宇多津町 綾川町

仲多度郡 まんのう町 琴平町 多度津町

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国

土地理院長から次の基本測量を平成十八年三月二十四日終了した旨の通知があったので、

同条第三項に基づき公示する。

平成十八年四月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 作業種類

基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）

二 作業期間

平成十七年四月五日から平成十八年三月二十四日まで

三 作業地域

高松市

丸亀市

坂出市

善通寺市

観音寺市

さぬき市

東かがわ市

三豊市

小豆郡 土庄町 小豆島町

木田郡 三木町

香川郡 直島町

綾歌郡 宇多津町 綾川町

仲多度郡 まんのう町 琴平町 多度津町

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国

土地理院長から次の基本測量を平成十八年三月二十四日終了した旨の通知があったので、

同条第三項に基づき公示する。

平成十八年四月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 作業種類 基本測量（基準点測量）

二 作業期間 平成十七年五月九日から平成十八年三月二十四日まで

三 作業地域 高松市庵治町

高松市から高松広域都市計画地区計画の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（

昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定

により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年四月十四日 香川県知事 真 鍋 武 紀

高松市から高松広域都市計画用途地域の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（

昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定

により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年四月十四日 香川県知事 真 鍋 武 紀

高松市から高松広域都市計画特定用途制限地域、臨港地区、道路、公園、墓園、下水道、

ごみ焼却場、ごみ処理場、火葬場、社会福祉施設、地区計画の図書の写しの送付を受けた

ので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第

二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年四月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

普通寺市から中讃広域都市計画特定用途制限地域の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年四月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 公安委員会規則

警備業法施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月十四日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

### 香川県公安委員会規則第十一号

警備業法施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

（警備業法施行細則の一部改正）

第一条 警備業法施行細則（平成十二年香川県公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 警備業」を「第二章 警備業の認定等」に改め、「実施上の義務」を削り、「第十三条」を「第十五条」に、「第十四条―第十六条」を「第十六条―第十八条」に、「第十七条―第二十条」を「第十九条―第二十二條」に、「第二十一条」を「第二十三条」に改める。

第一条中「警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号）を「警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）」に改める。

「第二章 警備業」を「第二章 警備業の認定等」に改める。

第四条中「第四条の五」を「第八条」に改める。

第五条中「第六条の二第三項」を「第十二条第三項」に改める。

「第三章 警備業務実施上の義務」を「第三章 警備業務」に改める。

第六条第一項中「第十条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第三項第二号中「第一条第一項」を「第一条第二号」に、「常駐警備業務」を「施設警備業務」に改め、同項第三号中「第一条第一項」を「第一条第五号」に、「核燃料物質等運搬警備業務及び」を「核燃料物質等危険物運搬警備業務及び同条第六号に規定する」に改め、同条第四項第二号中「第一条第一項」を「第一条第二号」に、「常駐警備業務」を「施設警備業務」に改める。

第七条及び第八条を削る。

第九条の見出しを「（指導教育責任者講習に係る公示事項等）」に改め、同条第一項中「第一条第二号」を「第二条第二号」に改め、同条第二項中「第一条第三号」を「第二条第三号」に改め、同項第一号中「講習規則第一条の二各号に掲げる」を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「受託法人の」を「受託者の氏名又は」に改め、「並びに」の下に「受託者が法人であるときは、その」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 受講定員及び受講者の決定方法

第九条に次の一項を加え、第四章中同条を第七条とする。

3 講習規則第二条の規定による公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

第十条第一項中「第二条第二項」を「第四条第二項」に改め、同項第一号中「第一条の二第一号」を「第三条第一号」に、「警備業務従事証明書」を「別記様式第四号の警備業務従事証明書（以下「従事証明書」という。）」に改め、同項第二号中「第一条の二第二号」を「第三条第二号」に、「合格証」を「合格証明書」に改め、同項第三号中「第一条の二第三号」を「第三条第三号」に、「合格証」を「合格証明書」に、「警備業務従事証明書」を「従事証明書」に改め、同条第二項中「警備業務従事証明書」を「従事証明書」に、「別記様式第七号」を「別記様式第五号」に改め、同条を第八条とする。

第十一条の見出しを「（指導教育責任者講習の修了考査）」に改め、同条第一項中「講習規則第三条第二項の修了考査」を「指導教育責任者講習（次項に規定する指導教育責任者講習を除く。）における修了考査（講習規則第五条第二項の修了考査をいう。以

下同じ。)に、「により行い、その合格基準は、八十パーセント以上の成績であること」を「の筆記試験とし、その時間は、百分」に改め、同条第二項中「修了考査の」を「講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習における修了考査は、五枝択一式問題十四問の筆記試験とし、その」に、「百分」を「三十五分」に改め、同条第五項中「第一条の二各号」を「第三条各号」に改め、「該当する者」の下に「その他当該指導教育責任者講習を受講することができる者」を、「偽つて」の下に「当該」を加え、「があるときは」を「に対しては」に、「取り消し、その旨を公示する」を「取り消す」に、「合格を取り消した者に対して」を「交付した」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「合格者の氏名を公示するとともに、合格者に対し」を、「合格した者に」に、「第四条第一項」を「第七条第一項」に改め、「修了証明書」の下に「(以下「修了証明書」という。)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 修了考査の合格基準は、八十パーセント以上の成績であることとする。

第十一条に次の一項を加え、同条を第九条とする。

7 前項の規定により修了証明書を返納させるときは、別記様式第六号の返納通知書を交付するものとする。

第十二条中「第十一条の第三項」を「第二十二條第四項」に、「別記様式第八号の資格者証不交付通知書により行う」を「別記様式第七号の不交付通知書を交付する」に改め、同条を第十条とする。

第二十一条を第二十三条とする。

第二十条第一項中「第十六条の二」を「第五十一条」に改め、同条第二項中「前項の」を「前項に規定する」に改め、第六章中同条を第二十二條とする。

第十九条第一項中「第十五条第一項」を「第四十九條第一項」に改め、同条第二項中「第十五条第二項」を「第四十九條第二項」に改め、同条を第二十一条とする。

第十八条中「第十四條」を「第四十八條」に改め、同条を第二十条とし、第六章中同条の前に次の一條を加える。

(報告等の要求の手續)

第十九条 法第四十六條の規定による報告又は資料の提出の要求は、別記様式第十号の報告等要求書により行うものとする。

第十七條を削る。

第五章中第十六條を第十八條とする。

第十五條中「第十一条の七」を「第四十三條」に、「第十一条の四」を「第四十條」に改め、「単に」を削り、同條を第十七條とする。

第十四條中「第九條」を「第七條」に、「の公示事項」を「に係る公示事項等」に、「第十一条」を「第九條(第二項を除く。)」に、「第十二條」を「第十條」に改め、

「第十三條の規定は機械警備業務管理者資格者証の返納の命令について」を削り、同條を第十六條とする。

第十三條の見出しを「(返納命令書の様式)」に改め、同條中「第三十二條第一項」を「第四十四條第一項」に、「別記様式第九号の資格者証返納命令書」を「別記様式第八号の返納命令書」に改め、同條を第十一条とし、第四章中同條の次に次の四條を加える。

(検定に係る公示事項等)

第十二條 検定規則第七條第二号に掲げる事項は、次のとおりとする。

一 受検の申請の期限

二 検定申請書の提出先及び提出の方法

三 受検の申請に必要な書類等

四 手数料の納入時期及び納入方法

2 検定規則第七條第三号に掲げる事項は、次のとおりとする。

一 受検対象者

二 受検定員及び受検者の決定方法

三 その他検定の実施に関し必要な事項

3 検定規則第七條の規定による公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(検定申請書に添付する書面の様式等)

第十三條 検定規則第九條第三項第二号に規定する書面の様式は、別記様式第九号の警備員所属証明書のとおりとする。

2 検定規則第八條第一号に掲げる者に係る検定規則第九條第四項第一号に掲げる書面は、二級の検定に係る合格証明書の写し及び従事証明書とする。



(学科試験等)

第十四条 検定規則第六条第二項に規定する学科試験は、五枝択一式二十問の筆記試験とし、その時間は、六十分とする。

2 前項の学科試験又は検定規則第六条第三項に規定する実技試験において不正行為をした者は、不合格とする。

3 検定の可否を判定したときは、速やかに、合格した者に検定規則第十一条に規定する成績証明書(以下「成績証明書」という。)を交付するものとする。

4 不正な手段により合格した者(検定規則第八条各号のいずれかに該当する者その他当該検定を受検することができず者であることを偽って当該検定に合格した者を含む。)に対しては、その合格を取り消すとともに、交付した成績証明書を返納させるものとする。

5 前項の規定により成績証明書を返納させるときは、別記様式第六号の返納通知書を交付するものとする。

(合格証明書の不交付の通知)

第十五条 法第二十三条第五項において読み替えて準用する法第二十二條第四項の規定により合格証明書の交付を行わないときは、別記様式第七号の不交付通知書を交付するものとする。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び四項を加える。

(経過措置)

2 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成十七年国家公安委員会規則第十八号)附則第二条第一項に規定する指導教育責任者講習における修了考査については、第九条第一項の規定にかかわらず、五枝択一式問題十四問の筆記試験とし、その時間は、三十五分とする。

3 第十二条の規定は検定規則附則第六条に規定する検定合格者審査の公示事項等について、第十四条(第四項及び第五項を除く。)の規定は検定規則附則第六条に規定する検定合格者審査の学科試験等について準用する。この場合において、第十四条第一項中「検定規則第六条第二項」とあるのは「検定規則附則第七条第一項」と、「二十問」とあるのは「十問」と、「六十分」とあるのは「三十分」と読み替えるものとする。

る。

4 検定規則附則第十条第二項第二号に掲げる書面の様式は、第十三条第一項に規定する警備員所属証明書とする。

5 検定規則附則第十条第三項第三号に掲げる書面の様式は、別記様式の従事証明書のとおりとする。

別記様式

警 備 業 務  
従事証明書  
指定講習講師

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者が、警備員等の検定等に関する規則の施行の際、かつ、  
年 月 日から 年 月 日までの間（年 月間）

\_\_\_\_\_警備業務に 従事していたことに、間違いありません。  
\_\_\_\_\_講習講師として

年 月 日

住所又は主たる営業所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

認定証を交付した公安委員会の名称

⑩

公安委員会

認定証の番号

第 号

備考

- 1 \_\_\_\_\_の部分は、従事していた警備業務又は指定講習の内容について、空港保安、常駐、交通誘導、核燃料物質等運搬又は貴重品運搬から選び記載すること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第一号中 「第4条の2第3項」 「第5条第3項」  
第4条の4第3項」 や 「第7条第3項」  
に始まる。

別記様式第二号中 「第4条の5」 や 「第8条」 に 「

認	定	年	月	日
---	---	---	---	---

」

「

認	定	証	の	番	号
---	---	---	---	---	---

」 や 「

認	定	年	月	日
---	---	---	---	---

」

「

月	日	認	定	証	の	番	号
---	---	---	---	---	---	---	---

」 や 「

第	号
---	---

」  
に始まる。

別記様式第三号中 「

※	受	理	年	月	日
---	---	---	---	---	---

」 や 「第6条の2」

第3項」 や 「第12条第3項」 に 「氏名又は名称及び住所」 や 「住所及び氏名又は名称」

に 「

公	女	委	員	会
---	---	---	---	---

 認定証の番号」 や 「

第	号
---	---

」

に 「

公	女	委	員	会
---	---	---	---	---

 認定証の番号」 「

第	号
---	---

」 に 「事由」 や 「理由」 に始まる。同様記載

載要領を削り、同様式備考を次のように改める。

備考

- 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
  - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 別記様式第四号を次のように改める。

別記様式第4号（第8条、第13条関係）

警備業務従事証明書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者が、 年 月 日から 年 月 日までの間（ 年 月間）  
年 月 日から現在までの間（ 年 月間）

\_\_\_\_\_警備業務に 従事していた ことに、間違いありません。  
従事している

年 月 日

住所又は主たる営業所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

㊟

認定証を交付した公安委員会の名称

公安委員会

認定証の番号

第 号

備考

- 1 \_\_\_\_\_の部分は、当該講習又は検定に係る警備業務の区分又は種別が特定できる程度に記載すること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第五号及び別記様式第六号を削る。

別記様式第七号中「第10条関係」を「第8条関係」に、「5年間に」と「5年間に当該警備業務の区分に係る」に、「2級の検定に合格した」と「当該警備業務の区分に係る2級の検定に係る合格証明書の交付を受けた」に、「1年以上」と「1年以上当該警備業務の区分に係る」に、「第1条の2」と「第3条」に改め、同様式記載要領を削り同様式備考を次のように改める。

備考

- 1 は、該当する場合にシ印を付けること。
  - 2 誓約者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
  - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 別記様式第七号を別記様式第五号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

別記様式第6号（第9条、第14条、第16条関係）

警備員指導教育責任者講習修了証明書  
成 績 証 明 書 返 納 通 知 書  
機械警備業務管理者講習修了証明書

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

第9条  
警備業法施行細則 第14条 の規定により、合格を取り消し  
第16条において準用する第9条  
警備員指導教育責任  
たので、香川県公安委員会第 号 年 月 日交付の 成績証明書  
機械警備業務管理者  
者講習修了証明書  
を返納するよう通知する。  
講習修了証明書

本籍（成績証明書 の場合は、住所）			
氏 名		生年月日	年 月 日
理由			

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第八号中「第12条、第14条関係」を「第10条、第15条、第16条関係」に、「  
 「資格者証不交付通知書」を「資格者証不交付通知書」に、「  
 「警備員指導教育責任者資格者証」を「警備員指導教育責任者資格者証」に、「  
 「資格者証」を「資格者証」に、「  
 「合格証明書」を「合格証明書」に、「  
 「機械警備業務管理者資格者証」を「機械警備業務管理者資格者証」に、「  
 「生年月日」を「生年月日」に改め、同様式を別記様式第七号と  
 し、同様式の次に次の様式を加える。

生年月日	年	月	日
------	---	---	---

生年月日	
------	--

別記様式第8号(第11条関係)

警備員指導教育責任者資格者証  
合格証明書 返納命令書  
機械警備業務管理者資格者証

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

第22条第7項

警備業法 第23条第5項において読み替えて準用する同法第22条第7項の規定に  
第42条第3項において読み替えて準用する同法第22条第7項

より、香川県公安委員会第 号 年 月 日交付の 警備員指  
合格証明  
機械警備

導教育責任者資格者証  
書 の返納を命ずる。  
業務管理者資格者証

本籍(合格証明書 の場合は、住所)			
氏 名		生年月日	年 月 日
理由			

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



別記様式第9号 (第13条関係)

警 備 員 所 属 証 明 書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者が、 年 月 日現在、警備員として次の営業所に所属していることに、間違いありません。

営業所の名称

営業所の所在地

年 月 日

住所又は主たる営業所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

㊟

認定証を交付した公安委員会の名称

公安委員会

認定証の番号

第 号

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第九号及び別記様式第十号を次のように改める。

別記様式第10号（第19条関係）

報 告 等 要 求 書

第 年 月 日 号

住 所

氏名又は名称 殿

香川県公安委員会 印

警備業法第46条の規定により、次のとおり報告又は資料の提出を求める。

報告又は資料の提出を求める事項	
報告又は資料の提出期限	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第十一号中「第18条関係」を「第20条関係」に改め、「代表者の氏名」を削り、「第14条」を「第48条」に改める。

別記様式第十二号中「第19条関係」を「第21条関係」に改め、「代表者の氏名」を削り、「第15条第1項」を「第49条第1項」に改める。

別記様式第十三号中「第19条関係」を「第21条関係」に改め、「代表者の氏名」を削り、「第15条第2項」を「第49条第2項」に改める。

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第二条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成十二年香川県公安委員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表四十三の項中「第四条の二第二項」を「第五条第二項」に、「第四条の二第三項」を「第五条第三項」に、「第四条の二第五項」を「第五条第五項」に、「第四条の四第一項」を「第七条第一項」に、「第四条の四第三項」を「第七条第三項」に、「第四条の五」を「第八条」に、「第五条」を「第九条」に、「第五条の二」を「第十条」に、「第六条第一項」を「第十一条第一項」に、「第六条第二項」を「第十一条第二項」に、「第六条第三項」を「第十一条第三項」に、「第六条第四項」を「第十一条第四項」に、「第六条の二第一項及び第二項」を「第十二条第一項及び第二項」に、「第六条の二第二項」を「第十二条第三項」に、

第九条第二項 警備員の服装に係る届出の受理

第十六条第二項 警備員の服装に係る届出の受理

「第九条第三項」を「第十六条第三項」に、

第十条第二項 護身用具に係る届出及びその変更の届出の受理

第十一条の二 警備員に係る検定の実施

第十七条第二項 護身用具に係る届出及びその変更の届出の受理

「第十一条の三第二項第一号」を「第二十二條第二項第一号」に、「第十一条の三第二項第二号」を「第二十二條第二項第二号」に改め、「同等」の下に「以上」を加え、「

「第十一条の三第三項」を「第二十二條第四項」に、

「 第十 一 条 の 三 第 四 項	警備員指導教育責任者資格者証の書換え		○
--	--------------------	--	---

第十 一 条 の 三 第 五 項	警備員指導教育責任者資格者証の再交付		○
---------------------------------------	--------------------	--	---

第十 一 条 の 三 第 六 項	警備員指導教育責任者資格者証の返納命令(指 定医の診断に基づき認定した者について行うも のを除く。)	○	
---------------------------------------	--	---	--

第十 一 条 の 三 第 七 項	警備員指導教育責任者講習の委託		○
---------------------------------------	-----------------	--	---

第十 二 条 第 五 項	警備員指導教育責任者資格者証の書換え		○
-----------------------------	--------------------	--	---

第十 二 条 第 六 項	警備員指導教育責任者資格者証の再交付		○
-----------------------------	--------------------	--	---

第十 二 条 第 七 項	警備員指導教育責任者資格者証の返納命令(指 定医の診断に基づき認定した者について行うも のを除く。)	○	
-----------------------------	--	---	--

第十 二 条 第 八 項	現任警備員指導教育責任者講習の実施		○
-----------------------------	-------------------	--	---

第十 三 条 第 一 項	警備員に係る検定の実施		○
-----------------------------	-------------	--	---

第十 三 条 第 二 項	検定の可否の判定		○
-----------------------------	----------	--	---

第二十三条第四項	合格証明書の交付		○
第二十三条第五項	合格証明書の不交付(第二十二條第四項の準用)		○
第二十三条第五項	合格証明書の書換え(第二十二條第五項の準用)		○
第二十三条第五項	合格証明書の再交付(第二十二條第六項の準用)		○
第二十三条第五項	合格証明書の返納命令(指定医の診断に基づき認定した者について行うものを除く。)(第二十二條第七項の準用)	○	
第二十三条第五項	合格証明書の返納命令(指定医の診断に基づき認定した者について行うものに限る。)(第二十二條第七項の準用)		○

「第十一條の四」を「第四十條」に、「第十一條の五」を「第四十一條」に、「第十一條の六第二項第一号」を「第四十二條第二項第一号」に、「第十一條の六第二項第二号」を「第四十二條第二項第二号」に、

第十一條の六第三項	機械警備業務管理者資格者証の書換え(第十一條の三第四項の準用)		○
第十一條の六第三項	機械警備業務管理者資格者証の再交付(第十一條の三第五項の準用)		○
第十一條の六第三項	機械警備業務管理者資格者証の返納命令(指定医の診断に基づき認定した者について行うものを除く。)(第十一條の三第六項の準用)	○	
第十一條の六第三項	機械警備業務管理者資格者証の返納命令(指定医の診断に基づき認定した者について行うものに限る。)(第十一條の三第六項の準用)		○
第十一條の六第三項	機械警備業務管理者講習の委託(第十一條の三第七項の準用)		○

を

第十三條第一項	警備業者に対する報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査の実施		○
第十四條	警備業者に対する指示		○
第四十二條第三項	機械警備業務管理者資格者証の不交付(第二十二條第四項の準用)		○
第四十二條第三項	機械警備業務管理者資格者証の書換え(第二十二條第五項の準用)		○
第四十二條第三項	機械警備業務管理者資格者証の再交付(第二十二條第六項の準用)		○
第四十二條第三項	機械警備業務管理者資格者証の返納命令(指定医の診断に基づき認定した者について行うものを除く。)(第二十二條第七項の準用)	○	
第四十二條第三項	機械警備業務管理者資格者証の返納命令(指定医の診断に基づき認定した者について行うものに限る。)(第二十二條第七項の準用)		○
第四十六條	警備業者に対する報告又は資料の提出の要求		○
第四十七條第一項	立入検査の実施		○
第四十七條第二項	身分証明書の交付(第三十八條第二項の準用)		○
第四十八條	警備業者に対する指示		○
第一條	提出すべき申請書又は届出書の通数の定め		○
第四條第二項	指定医による診断の要求		○

「第十五條第一項」を「第四十九條第一項」に、「第十五條第二項」を「第四十九條第二項」に、「第十六條第一項」を「第五十條第一項」に、「第十六條第二項」を「第五十條第二項」に、「第十六條の二」を「第五十一條」に改め、同項2を削り、同項1中

を

に、

「第四條第二項」指定医による診断の要求

「第二十七條第二項」を「第三十九條第三項」に、「第三十二條第一項」を「第四十四條第一項」に、「又は機械警備業務管理者資格者証の返納命令書」を「合格証明書又は機械警備業務管理者資格者証の返納命令書」に、

「第三十二條第二項」警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証の返納の受理

「第四十四條第二項」警備員指導教育責任者資格者証、合格証明書又は機械警備業務管理者資格者証の返納の受理

「第六十三條第二項」指定医による診断の要求

改め、同項中1を2とし、2の前に次のように加える。

1 警備業法の 一部を改正する 法律（平成 十六年法律第 五十号）		附則第五條	検定合格者審査の実施	<input type="checkbox"/>
			検定合格者審査の可否の判定	<input type="checkbox"/>

別表四十三の項3及び4を次のように改める。

3 警備員指導 教育責任者及 び機械警備業 務管理者に係 る講習等に関 する規則（昭 和五十八年国 家公安委員会 規則第二号）			第二條	警備員指導教育責任者講習の実施の公示	<input type="checkbox"/>
			第三條第四号	警備員指導教育責任者講習を受けることができる者として以上の者としての認定	<input type="checkbox"/>
			第四條第一項	警備員指導教育責任者講習受講申込書の受理	<input type="checkbox"/>

4 警備員等の 検定等に関する 規則（平成 十七年国家公 安委員会規則 第二十号）					第七條第一項	警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付	<input type="checkbox"/>
					第七條第二項	警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付	<input type="checkbox"/>
					第十條	現任警備員指導教育責任者講習の通知	<input type="checkbox"/>
					第十二條第一項	機械警備業務管理者講習修了証明書の交付	<input type="checkbox"/>
					第十二條第二項	機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付（第七條第二項の準用）	<input type="checkbox"/>
					第十三條	機械警備業務管理者講習の実施の公示（第二條の準用）	<input type="checkbox"/>
					第十三條	機械警備業務管理者講習受講申込書の受理（第四條第一項の準用）	<input type="checkbox"/>
					第六條第三項	検定の実技試験員の指定	<input type="checkbox"/>
					第七條	検定の実施の公示	<input type="checkbox"/>
					第八條第二号	一級の検定を受けることができる者として以上の者としての認定	<input type="checkbox"/>
					第十條	検定の受検票の交付	<input type="checkbox"/>
					第十一條	成績証明書の交付	<input type="checkbox"/>

別表四十三の項5中

第十四条	第十四条	第十四条	第十四条	第十二条	第十一条第五項	第十一条第四項	第八条
資格者証不交付通知書による通知(第十二条の準用)	合格の取消しの公示及び修了証明書の返納の受理(第十一条第五項の準用)	合格の取消し(第十一条第五項の準用)	合格者の氏名の公示(第十一条第四項の準用)	資格者証不交付通知書による通知	合格の取消しの公示及び修了証明書の返納の受理	合格の取消し	検定合格取消通知書による通知
○	○	○	○	○	○	○	○

  

附則第十條第一項	附則第九條	附則第八條第二項	第十二條第二項	第十二條第一項
審査申請書の受理	検定合格者審査の実施の公示	検定合格者審査の実技試験員の指定(第六條第三項の準用)	成績証明書の再交付	成績証明書の書換え
○	○	○	○	○

を

第二十条	第十八条	第十七条	第十六条	第十六条	第十五条	第十四条第五項	第十四条第四項	第十条	第九条第七項	第九条第六項	第七条第二項第三号			
指示書による通知	指示書による通知	立入証の交付	不交付通知書の交付(第十条の準用)	修了証明書の返納の受理(第九条第六項の準用)	合格の取消し(第九条第六項の準用)	機械警備業務管理者講習の委託(第七条第二項第三号の準用)	不交付通知書の交付	返納通知書の交付	成績証明書の返納の受理	合格の取消し	返納通知書の交付	修了証明書の返納の受理	合格の取消し	警備員指導教育責任者講習の委託
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

「第十九条第一項」を「第二十一条第一項」に、「第十九条第二項」を「第二十一条第二項」に、「第二十条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同項中5を6とし、6の前に次のように加える。

に、

を

に、

5 警備員教育を行う者等を定める規程（平成八年国家公安委員会告示第二十一号）	第一条第四号	警備員教育の基本教育を行うことについて能力を有する者の指定	○
第三条第五号		警備員教育の業務別教育を行うことについて能力を有する者の指定	○

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

### 公安委員会告示

#### ●香川県公安委員会告示第三号

平成十二年香川県公安委員会告示第十九号（警備業法の規定に基づく診断を行う医師の指定）の一部を次のように改正し、平成十八年四月十四日から施行する。

平成十八年四月十四日

香川県公安委員会委員長 神 原 博  
「第十六条の二」を「第五十一条」に改める。

### 選挙管理委員会告示

#### ●香川県選挙管理委員会告示第六十七号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により平成十八年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。  
平成十八年四月十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦  
一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党高松市松島支	田岡 幸敏	白井 敏三	高松市松島町二一八―三

部	自由民主党築地支部	村尾 秀樹	村尾 秀樹	高松市福田町二一―一三
自由民主党東植田支部	久保 隆	久保 君江	高松市東植田町一七二三	

#### 二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
綾宏後援会	洲崎 隆美	洲崎 隆美	坂出市元町三一四―一八
大藪雅史後援会	西尾 保	遠藤 恵子	東かがわ市松原一六九
香川信久後援会	香川 信久	鎌田 順二	丸亀市田村町五三七―一
檜原宏樹後援会	只川 潔	岩田 文男	さぬき市長尾東六三二―二
葛西吉弥後援会	山西 清	尾崎 明博	坂出市横津町二―二二九
金澤敏夫後援会	綾野 幹夫	徳永 良一	丸亀市飯山町川原三九八―一
三枝くにひこ後援会	西口 道雄	三枝 英夫	小豆郡土庄町甲一六五六―一
坂出市同志会	綾 眞理	綾 眞理	坂出市久米町一―一五―二
新星	佐佐木アシユフア麻コ	佐佐木善子	高松市郷東町七五六―一
政治結社忠政連合会	菅 順一	宮武 清美	仲多度郡多度津町栄町二―五―九
野崎ひとし後援会	寒川 忠行	石原 光久	さぬき市鴨庄八七〇
平井満泰後援会	藤本 良一	和佳 智司	小豆郡小豆島町室生三四一―一
丸山弘善後援会	小野彦之丞	大林 茂	綾歌郡綾川町滝宮三三〇―二―一六
宮本一夫をはげます会	三枝 基	宮本 隆夫	綾歌郡宇多津町大字東分四七三
山田敬三後援会	山田 敬三	山田 君代	さぬき市鴨庄二二六―一
横関よしまさ後援会	川原 孝章	谷澤 孝男	高松市中山町二〇五

●香川県選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党仏生山支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十六年香川県選挙管理委員会告示第一百七号、政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨の一部を次のとおり訂正する。

平成十八年四月十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

政党の支部の部自由民主党仏生山支部のうち1中

「収入総額	1,563,011円	を
前年繰越額	945,483円	
本年収入額	617,528円	」に改め、
「収入総額	1,563,001円	」に改め、
前年繰越額	945,483円	
本年収入額	617,518円	」に改め、
同部自由民主党仏生山支部のうち2中		
「支出総額	267,292円	」を
「支出総額	263,292円	」に改め、
同部自由民主党仏生山支部のうち3中		
「翌年への繰越額	1,295,719円	」を
「翌年への繰越額	1,299,709円	」に改め、
同部自由民主党仏生山支部のうち4中		
「その他の収入	28円	
1件10万円未満の収入	28円	を
合 計	617,528円	」に改め、
「その他の収入	18円	
1件10万円未満の収入	18円	」に改め、
合 計	617,518円	」に改め、
同部自由民主党仏生山支部のうち5中		

●香川県選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党仏生山支部及び香川芳文後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十七年香川県選挙管理委員会告示第八十九号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正する。

平成十八年四月十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

政党の支部の部自由民主党仏生山支部のうち1中

「政治活動費	267,292円	を
継続活動費	267,292円	」を
合 計	263,292円	」に改め、
「政治活動費	263,292円	
継続活動費	263,292円	」に改め、
合 計	263,292円	」に改め、
同部自由民主党仏生山支部のうち3中		
「収入総額	1,706,741円	」を
前年繰越額	1,295,719円	」に改め、
「収入総額	1,710,731円	」に改め、
前年繰越額	1,299,709円	」に改め、
同部自由民主党仏生山支部のうち2中		
「収入総額	1,655,892円	」を
「翌年への繰越額	1,659,882円	」に改める。
「翌年への繰越額	1,659,882円	」に改める。
その他の政治団体の部香川芳文後援会のうち2中		
「支出総額	2,173,250円	」を
「支出総額	0円	」に改め、
同部香川芳文後援会のうち3中		
「収入総額	452,080円	」を
「翌年への繰越額	2,625,330円	」に改め、
「翌年への繰越額	2,625,330円	」に改め、
同部香川芳文後援会のうち5を削り、6を5とし、7を6とする。		



労働委員会告示

香川県労働委員会告示第一号

香川県労働委員会あっせん員候補者のうち次のとおり異動があった。

平成十八年四月十四日

香川県労働委員会会長

細川

進

委嘱

氏名	現職	経歴	委嘱年月日
笠原 良三	香川県労働委員会事務局長	香川県議会議会事務局次長	平成十八年四月四日

解任

氏名	解任年月日
蓮井 進	平成十八年四月四日

平成十八年四月十四日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度72%再生紙を使用しています